

議員提出議案第 5 号

葛飾区公契約条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 7 番 片 岡 ちとせ 2 9 番 木 村 ひでこ
 3 0 番 三小田 准 一 3 1 番 中 村 しんご

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

(提案理由)

公契約条例に賃金条項等を設け、労働条件の改善につなげる必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区公契約条例の一部を改正する条例

葛飾区公契約条例（令和 3 年葛飾区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 区は、前項の施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を実施し、適正な労働条件が確保され、又は労働条件が改善されるよう努めなければならない。

(1) 第 7 条の労働報酬専門部会の意見を聴いて、予定価格が葛飾区規則で定める額以上の公契約において事業者等が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額（以下「労働報酬下限額」という。）を定め、これを事業者等にし、事業者等が労働報酬下限額を遵守することにより、労働者に適正な賃金が支払われるようにすること。

(2) 予定価格が葛飾区規則で定める額を超える公契約において、賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するための帳票を作成し、及び事業者配布し、並びに当該帳票の活用及び提出を求めるとともに、当該帳票を閲覧に供すること。

(3) 事業者が提出した前号の帳票に基づき、必要に応じ、労働条件の改善に資する措置をとること。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

(葛飾区公契約適正化委員会)

第6条 公契約の履行過程の全般における適正を確保するため、葛飾区長（以下「区長」という。）の附属機関として葛飾区公契約適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、答申する。

- (1) この条例の解釈及び運用に関すること。
- (2) 公契約の適正な履行を確保するために必要となる施策に関すること。
- (3) 区の入札その他の公契約の手続に関する基本的事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区の入札その他の公契約の手続における透明性及び公正性を確保するために区長が必要と認めること。

3 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 労働者団体の代表者
- (4) 葛飾区内に在住し、在勤し、又は在学する者
- (5) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、葛飾区規則で定める。

(労働報酬専門部会)

第7条 委員会に、労働報酬下限額について審議させるため、労働報酬専門部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

2 部会は、前条第3項の委員のうち、学識経験者並びに事業者及び労働団体の代表者から区長が指名した者をもって組織する。

3 区長は、部会の意見を直接聴くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、葛飾区規則で

定める。

第 7 条中「葛飾区長」を「区長」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。